

水質汚濁防止法の一部改正について

改正の概要

1 事業者による記録改ざん等への厳正な対応

- 排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則が創設されました。
- 排出水の汚染状態の測定回数が規定されました。

※ これまで、排出基準違反については罰則がありましたが、未記録・虚偽の記録に対する罰則はありませんでした。また、排出水の汚染状態の測定は義務付けられていましたが、測定回数について基準はありませんでした。

排出水の汚染状態の測定回数（全国一律基準）

特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた項目のうち、特定施設設置（使用・変更）届により知事に届け出た項目^{*1}については1年に1回以上

（旅館業（温泉を利用するもの）は、一部の項目^{*2}については3年に1回以上）

*1 届け出た項目：排水基準が定められている事項のうち、通常排水口から排出されるものや排出されるおそれがあるもの（特定施設において使用等している物質や副生成等により存在すると推定される物質を含む）に関して、届け出る必要があります。

*2 一部の項目：砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物並びに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量

その他の項目については必要に応じて

測定のための試料は、排出水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取する。

測定結果の記録は、測定に伴い作成したチャートその他の資料（又は、計量証明事業所が発行した証明書）とともに3年間保存する。

2 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

- 汚水の流出事故が生じた場合の、応急措置の実施及び地方自治体への届出の義務付けの範囲（対象となる汚水の種類^{*1}及び事業者の範囲^{*2}）が拡大されました。

*1 汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質（指定物質）を追加。

*2 事業者の範囲として、排水規制の対象となっていないが、有害物質や指定物質を取り扱う事業者（指定事業場）を追加。

次の事故が生じた場合で、人の健康又は生活環境に係る被害の恐れがあるときは、さらなる流出防止のための応急措置を実施するとともに、事故の状況・応急措置の概要を知事へ届け出なければなりません。（下線部が今回拡大された部分）

特定事業場から、有害物質を含む水が流出・地下浸透、若しくは排水基準を超過するおそれのある水が流出

指定事業場から、有害物質又は指定物質を含む水が流出・地下浸透

貯油事業場から、油を含む水が流出・地下浸透

3 事業者による自主的な公害防止の取組の推進

- 水質汚濁の防止に関する事業者の責務規定が創設されました。
 - ・ 事業活動に伴う汚水・廃液の排出状況の把握
 - ・ 汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施

【施行期日】平成23年4月1日から施行。ただし、3については、平成22年8月10日から施行。

都道府県等による上乗せ

今般、法に定められた測定回数は、全国一律の必要最低限の頻度として定められたものであり、都道府県等が地域の実情等を踏まえ、法施行規則第9条に基づく条例で、下記の事項に関して、上乗せを義務付けできることとなっています。

- ・ 知事に届け出た項目（全国一律基準）については、法で定める回数より多い測定回数を規定できる。
- ・ その他の項目（全国一律基準）については、排水基準が定められている事項に関して測定回数を規定できる。（排水基準が定められていない事項に関しては、法施行規則第9条に基づく条例とは別途、条例で規定できる）

三重県では、現在、条例での上乗せを検討中ですが、法改正以前から「水質汚濁防止法第14条第1項に基づく排出水の汚染状態の自主測定（平成元年4月20日大第451号各保健所長あて三重県理事通知）」において、今回、法に定められた回数より多い測定回数を定めており、条例での上乗せを規定するまでの間は、この通知に基づく回数の測定を引き続き実施していただくようお願いします。

「指定事業場」「指定施設」とは

有害物質を貯蔵・使用する施設、又は指定物質（下記2）を製造・貯蔵・使用・処理する施設を「指定施設」といい、指定施設を設置する工場又は事業場を「指定事業場」といいます。

1 有害物質

1	カドミウム及びその化合物	13	1,2-ジクロロエタン
2	シアン化合物	14	1,1-ジクロロエチレン
3	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオホベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）	15	シス-1,2-ジクロロエチレン
		16	1,1,1-トリクロロエタン
		17	1,1,2-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	18	1,3-ジクロロプロペン
		19	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
5	六価クロム化合物	20	2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）
6	砒素及びその化合物	21	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	22	ベンゼン
8	ポリ塩化ビフェニル	23	セレン及びその化合物
9	トリクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
10	テトラクロロエチレン	25	ふっ素及びその化合物
11	ジクロロメタン	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
12	四塩化炭素		

2 指定物質（今回新たに指定されました）

1	ホルムアルデヒド	32	p-ジクロロベンゼン
2	ヒドラジン	33	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル（別名フェノカルブ又はBPMC）
3	ヒドロキシルアミン	34	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド（別名プロピザミド）
4	過酸化水素	35	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
5	塩化水素	36	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)（別名フェニトロチオン又はMEP）
6	水酸化ナトリウム	37	チオリン酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）
7	アクリロニトリル	38	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
8	水酸化カリウム	39	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)（別名ダイアジノン）
9	塩化ビニルモノマー	40	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)（別名イソキサチオン）
10	アクリルアミド	41	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル（別名クロルニトロフェン又はCNP）
11	アクリル酸	42	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)（別名クロルピリホス）
12	次亜塩素酸ナトリウム	43	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
13	二硫化炭素	44	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノ)オキシカルボニル]アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ）
14	酢酸エチル	45	1,2,4,5,6,7,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン（別名クロルデン）
15	メチル-t-ブチルエーテル（別名MTBE）	46	臭素
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン	47	アルミニウム及びその化合物
17	硫酸	48	ニッケル及びその化合物
18	ホスゲン	49	モリブデン及びその化合物
19	1,2-ジクロロプロパン	50	アンチモン及びその化合物
20	クロルスルホン酸	51	塩素酸及びその塩
21	塩化チオニル	52	臭素酸及びその塩
22	クロルホルム		
23	硫酸ジメチル		
24	クロルピクリン		
25	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロピニル（別名ジクロルボス又はDDVP）		
26	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）		
27	1,4-ジオキサソ		
28	トルエン		
29	エビクロロヒドリン		
30	スチレン		
31	キシレン		